

区分	F 金属くず類(1/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
スプレー缶類	カートリッジボンベ、塗料用スプレー缶		ガス抜きキャップ等で中身を出し切ること ガス抜きキャップがないものは、噴射口を下にして地面に押し付けるなどして中身を出し切ること	資源化センター 50kg
シャッター、ブラインド類		2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 頑丈なシャッター(重量シャッター)は分解して搬入すること	資源化センター 2枚
ロールカーテン・ロールスクリーン (スプリングが無いもの)		2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 5枚
ロールカーテン・ロールスクリーン (スプリングが有るもの)		2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場5枚
流し台、浴槽 (ステンレス製)		2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
銅管	冷媒配管	2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場10kg
暖房器具(オイルヒーターを除く)	電気ストーブ、石油ストーブ、ファンヒーター、ハロゲンヒーター	家庭用のもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 燃料を使い切ること。 コード類は除去し、2m以下に切断すること 合わせて1日合計2台まで	資源化センター 2個
トレーニング機器(健康器具)	ルームランナー、ランニングマシン、サイクリングマシン、ぶら下がり健康器具、電動マッサージ器、あんま機	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること 電池を取り除くこと。電池の搬入は、区分Nを参照 健康器具全て合わせて2個まで	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 健康器具全て合わせて2個まで	埋立場2個

区分	F 金属くず類(2/3)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
電工ドラム			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断す	資源化センター 100kg
金庫		(耐火性のもの) 50cm以下×50cm以下×50cm以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 扉を分離すること。分離できない場合は、扉が閉まらないよう手当てすること。中を空にしておくこと	埋立場1個
		(非耐火性のもの) 1m以下×1m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 開放した状態とし、中を空にしておくこと	資源化センター 2個
建具	カーテンレール	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 窓枠、開き戸などのガラスは除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
		(上記以外のもの。断熱材が除去できないもの)	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
小型調理器	ポット、卓上一口コンロ		コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 2個
湯沸器・調理器	ガスレンジ、ガスコンロ、ガステーブル、IHクッキングヒーター、瞬間湯沸器、風呂釜、オープンレンジ、電子レンジ	家庭用で圧力容器を含まないもの 厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること	資源化センター 1個
電気盤、通信機器盤		2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 1個
照明器具		厚み3.2mm以上の鉄板、補強材を含まないもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること。ランプ、ガラスは分離除去すること。搬入については区分Kを参照すること	資源化センター 2個
自転車・一輪車	自転車、一輪車(乗用及び荷運搬用)、三輪車		【事業系】 事業者による搬入は不可 許可業者が搬入する場合は、バッテリー車の搬入禁止 【家庭系】 バッテリーは取り除く(販売店で処分)。あわせて合計1日5台まで。	資源化センター 5台
リヤカー	台車		【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 1台
車椅子			【事業系】 事業者による搬入は不可 許可業者が搬入する場合は、バッテリー車の搬入禁止 【家庭系】 電動車椅子は搬入不可	資源化センター 1台
金属製家具類	机、ロッカー、キャビネット、椅子、ガーデンパラソル	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	資源化センター 2個
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場2個
使用後のペール缶、一斗缶	塗料用金属容器	洗浄等により、内容物を除去し、爆発、火災等の危険性がないもの有機物の付着がないもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 必ず蓋を開放すること	資源化センター 100kg
		塗料等が付着し固化しており、容易に分離不可能なもの。有機物等の付着があるもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 必ず蓋を開放すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
車のバンパー(金属製)(交換部品)		2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 販売店、中古販売店引取を原則とする。引取ができないものは、資源化センターへの持ち込み可。	資源化センター 1個
生活雑貨類	食品、飲料、洗剤の空き容器、装飾品類、食器、壺、本立て、傘等小型のもの、磁石(マグネット)	(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリング、ワイヤーを含まないもの) 2m以下×1m以下×0.7m以下	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可 【家庭系】 ガラス等は除去すること	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 産業廃棄物は搬入不可	埋立場100kg かつ0.05m ³

区分	F 金属くず類 (3/3)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
機器類	ポンプ、コンプレッサー	一辺の最大長さ50cm以下 内蔵の油等が除去されたもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること	埋立場2個
ワイヤー状、コード状、チェーン状、フェンス状、網状のもの	バンド、帯鉄、ワイヤー、番線、針金、フェンス、束線、スプリング、針金ハンガー、チェーン、タイヤチェーン、ワイヤー入り提灯、金属製の網、ワイヤー入りクリスマスツリー、造花	2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 巻いた状態のものは搬入禁止 2m以下の長さに切断すること	埋立場100kg かつ0.05m ³
ボイラー(灯油・ガス用)・金属製灯油タンク		家庭用のもの	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 灯油、ガス等が残っているものは搬入禁止	埋立場1個
ドラム缶			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 天板を取り除くこと	埋立場1個
支柱・パイプ類		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 農業用ビニールハウス用パイプについては、搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³
釣り用おもり(鉛製)			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 一般家庭(釣り)用のみ受入	埋立場10個
オイルヒーター			【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 器具の内蔵オイル等も取り除いたもの コード類は除去し、2m以下に切断すること オイルが抜けない場合は東部資源化センターに搬入すること(西部工場へは搬入不可)	資源化センター 2個
鋭利なもの	包丁、工具の刃、釘、針	1.8m以下×1m以下	厚手の紙等に包み職員に手渡すこと	資源化センター 10kg
その他の金属類		(厚み3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプリングを含まないもの) 2m以下×1.5m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止 ※パチンコ玉は箱に入れ職員に手渡すこと	資源化センター 100kg
		(上記以外のもの) 2m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 コード類は除去し、2m以下に切断すること ※タイプライターの鉛文字は搬入禁止	埋立場100kg かつ0.05m ³